

市会議第1号

京都市技能労務職への職員の採用等に関する条例の制定について

京都市技能労務職への職員の採用等に関する条例を次のように制定する。

平成24年2月24日提出

提出者 市会議員 村山 祥栄 ほか5名  
〔 京都党市議団，  
みんなの党・無所属の会 〕

京都市技能労務職への職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又はこれに基づく条例その他別に定めるもののほか、技能労務職（京都市職員任用規則に定める技能・労務職をいう。以下同じ。）への職員の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(技能労務職への採用等の計画的な実施)

第2条 任命権者は、平成18年8月に策定された「信頼回復と再生のための抜本改革大綱～不祥事の根絶に向けて～」において定められた事項のうち次に掲げる技能労務職に関する事項を計画的に実施するものとする。

- (1) 技能労務職（環境政策局のまち美化業務員を除く。）については、当分の間、職員の採用を凍結すること。
- (2) 環境政策局のまち美化業務員については、職員の採用を凍結すること。
- (3) 環境政策局のまち美化業務員の職員数について、平成18年8月1日におけるまち美化業務員の数を基準として、段階的に50パーセントまで削減すること。

(技能労務職に係る計画等)

第3条 任命権者は、前条各号に掲げる事項に関し計画を定め、市会に報告するとともに、公表するものとする。当該計画を変更した場合も、同様とする。

2 任命権者は、毎年度、前条各号に掲げる事項の取組の状況について、市会に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成24年4月1日

から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年11月30日から申込みを受け付け、平成24年4月1日に採用する技能  
労務職への職員の採用については、第2条第1号及び第2号の規定は、適用しない。

提案理由

技能労務職への職員の採用等に関し、条例を制定する必要があるので提案する。